



平成18年5月23日

各 位

会 社 名 株式会社 UEX
代表者名 代表取締役社長 押本 俊明
(JASDAQ・コード9888)
問合せ先
経営企画部長 勝賀瀬 崇
電話03-5460-6500

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月23日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成18年6月28日開催予定の第52回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 平成18年5月1日に「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が施行されましたので、これに伴い次のとおり変更するものであります。
- ①当社の定款には取締役会、監査役及び監査役会を置く旨の定めがあるものとみなされているため、当該規定を新設するものであります。
 - ②当社の定款には会計監査人を置く旨の定めがあるものとみなされているため、会計監査人の章を新設するとともに、当該規定を新設するものであります。
 - ③当会社の株式については株券を発行する旨の定めがあるものとみなされているため、当該規定を新設するとともに、単元未満株式に係る株券の不発行の規定を株券発行に関する当該規定に移動するなど、所要の変更を行うものであります。
 - ④単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株式についての権利を制限する規定を新設するものであります。
 - ⑤現行定款の名義書換代理人は株主名簿管理人と名称変更され、施行の際当社の定款

にはこれを置く旨の定めがあるものとみなされているとともに、新たに新株予約権原簿に関する事務を委託することとなるため、所要の変更を行うものであります。

⑥株主総会の招集地を制限する規定が廃止されたので、株主総会を東京都 23 区内において招集する旨の規定を新設するものであります。

⑦株主総会参考書類等の一部をインターネットで開示することにより、株主へ当該事項に係る情報を提供したものとみなされるようになったことに伴い、株主の利便性を図れるよう規定を新設するものであります。

⑧取締役会における書面決議が認められるようになったことに伴い、経営判断をより機動的に行えるよう取締役会の決議の省略に関する規定を新設するものであります。

(2) その他全般にわたり、用語、文言の修正、追加、削除等を行うとともに、条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

別紙の通り

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 1 8 年 6 月 2 8 日 (水曜日)

定款変更の効力発生日 平成 1 8 年 6 月 2 8 日 (水曜日)

以 上

【別紙】

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 〽 (条文省略)</p> <p>第 4 条 第 2 章 株 式 (株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は、1,120 万株とする。 (自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号</u>の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を<u>買受ける</u>ことができる。 (1 単元の株式の数)</p> <p>第 7 条 当社の<u>1 単元の株式の数</u>は 100 株とする。 (単元未満株券の不発行)</p> <p>第 8 条 <u>当社は、1 単元の株式数に満たない株式に係る株券を発行しない。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 9 条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。 2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u> 3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 10 条 当社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、<u>株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料</u>については、取締役会の定める「株式取扱規</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 〽 (現行どおり)</p> <p>第 4 条 第 2 章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、1,120 万株とする。 (自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項</u>の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を<u>取得</u>することができる。 (単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の<u>単元株式数</u>は 100 株とする。 (削除)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 8 条 <u>当社の株式については、株券を発行する。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u> (単元未満株主の権利制限)</p> <p>第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、<u>以下に掲げる権利以外の権利を行使する事ができない。</u> (1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> (2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> (3) <u>募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。 2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u> 3. 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）<u>、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 11 条 当社の株券の種類、<u>株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>則」による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主を持って、その決算期に関する定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議により、予め公告のうえ基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、営業年度終了の日の翌日から3ヶ月以内に、臨時株主総会は、必要がある場合に随時、招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集する。</p> <p>2. ↳ (条文省略)</p> <p>3. (新設)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に定める場合を除き出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決定する。</p> <p>2. 商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決定する。</p>	<p><u>の権利行使に際しての手續等及び手数料については、取締役会の定める「株式取扱規則」による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、事業年度終了の日の翌日から3ヶ月以内に、臨時株主総会は、必要がある場合に随時、招集する。</p> <p>(招集地)</p> <p>第14条 当社の株主総会は、東京都23区内において招集する。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集する。<u>取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定められた順序により他の取締役が招集する。</u></p> <p>2. ↳ (現行どおり)</p> <p>3. (株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを決定する。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、<u>定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、議決権を有する<u>当会社</u>の他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合には株主又は代理人は委任状を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、議長及び出席取締役が記名捺印又は電子署名のうえ保存する。</p> <p>2. 株主総会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</p> <p>第4章 取締役及び名誉会長</p> <p>(員数及び選任方法)</p> <p>第17条 当会社の取締役は12名以内とし、株主総会で選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議については、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>補欠又は増員</u>で就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会の決議をもって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議により取締役相談役若干名を選任することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。</p> <p>2. 取締役会は、決議をもって取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役の中から会社を代表すべき取締役を選任することができる。</p> <p>(報酬)</p> <p>第22条 取締役の報酬は株主総会において定める。</p> <p>(名誉会長)</p> <p>第23条 当会社は、名誉会長を置くことができる。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、<u>当会社</u>の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合には株主又は代理人は<u>株主総会ごとに委任状</u>を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会の議事は、その経過の要領及び結果並びに<u>その他法令に定める事項</u>を議事録に記載又は記録する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び名誉会長</p> <p>(員数及び選任方法)</p> <p>第20条 当会社の取締役は12名以内とし、株主総会の<u>決議により</u>選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議については、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>増員により、又は補欠として選任された</u>取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会の決議をもって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会は、決議をもって取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役の中から会社を代表すべき取締役を<u>選定</u>することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬等は株主総会の<u>決議により</u>定める。</p> <p>(名誉会長)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 名誉会長は、取締役会の決議をもって選任する。</p> <p>3. 名誉会長の任期、報酬、その他の事項は、取締役会において定める。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 取締役会</p> <p>(新設)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第24条 (条文省略) (招集手続)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日から3日前に発する。 但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(決議)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれをなす。</p> <p>(新設)</p> <p>(議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事はその経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、議長、出席取締役及び出席監査役が記名捺印又は電子署名のうえ保存する。</p> <p>2. 取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 監査役</p> <p>(新設)</p> <p>(員数及び選任方法)</p> <p>第28条 当社の監査役は4名以内とし、株主総会で選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。</p> <p>(任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠により就任した監査役の任期は、前任者</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 名誉会長の任期、報酬等、その他の事項は、取締役会において定める。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 取締役会</p> <p><u>(取締役会の設置)</u></p> <p>第 27 条 <u>当社は取締役会を置く。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第28条 (現行どおり) (招集手続)</p> <p>第29条 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日から3日前<u>まで</u>に発する。 但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(決議)</p> <p>第30条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを<u>決定</u>する。</p> <p><u>(取締役会の決議の省略)</u></p> <p>第 31 条 <u>当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第32条 取締役会の議事は、<u>その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、議長、出席取締役及び出席監査役が記名捺印又は電子署名のうえ保存する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 監査役</p> <p><u>(監査役を設置)</u></p> <p>第 33 条 <u>当社は監査役を置く。</u></p> <p>(員数及び選任方法)</p> <p>第34条 当社の監査役は4名以内とし、株主総会の<u>決議により選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第35条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>の残任期間と同一とする。 (常勤監査役) 第30条 監査役は、<u>その互選により常勤監査役を1名以上置かなければならない。</u> (報酬) 第31条 監査役の報酬は株主総会において定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 監査役会</p> <p>(新設)</p> <p>(招集手続) 第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日から3日前に発する。 但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。 (決議) 第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれをなす。 (議事録) 第34条 監査役会の議事はその経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、出席監査役が記名捺印又は電子署名のうえ保存する。 2. 監査役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。 (常勤監査役) 第36条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u> (報酬等) 第37条 監査役の報酬等は株主総会の決議により定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 監査役会</p> <p>(監査役会の設置) 第 38 条 <u>当社は監査役会を置く。</u> (招集手続) 第39条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日から3日前までに発する。 但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2. (現行どおり)</p> <p>(決議) 第40条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決定する。 (議事録) 第41条 監査役会の議事は、<u>その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席監査役が記名捺印又は電子署名のうえ保存する。</u> 2. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置) 第 42 条 <u>当社は会計監査人を置く。</u> (選任方法) 第 43 条 <u>当社の会計監査人は株主総会の決議により選任する。</u> (任期) 第 44 条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u> (報酬等) 第 45 条 <u>会計監査人の報酬等は代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第8章 執行役員</p> <p>(執行役員)</p> <p>第35条 取締役会の決議をもって10名以内の執行役員を選任することができる。</p> <p>2. 執行役員任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第9章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期日)</p> <p>第37条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>各営業年度の末日を決算期日</u>とする。</p> <p>(配当金並びに中間配当)</p> <p>第38条 当社の利益配当金は、<u>毎営業年度末日の最終の株主名簿記載又は記録の株主又は登録質権者に支払う</u>。</p> <p>2. 当社は取締役会の決議により、毎年9月末日の最終の株主名簿記載又は記録の株主又は<u>登録質権者</u>に対し、<u>商法第293条ノ5の規定により金銭の分配</u>をすることができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第39条 <u>利益配当金又は中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されない時は、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第9章 執行役員</p> <p>(執行役員)</p> <p>第46条 (現行どおり)</p> <p>2. 執行役員任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>第47条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第10章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第48条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(期末配当金等)</p> <p>第49条 当社は株主総会の決議により、<u>毎事業年度末日の最終の株主名簿記載又は記録の株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当</u>(以下「<u>期末配当金</u>」という。)を支払う。</p> <p>2. 当社は取締役会の決議により、毎年9月末日の最終の株主名簿記載又は記録の株主又は<u>登録株式質権者</u>に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当</u>(以下「<u>中間配当金</u>」という。)をすることができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間等)</p> <p>第50条 <u>期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2. <u>未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</u></p>